

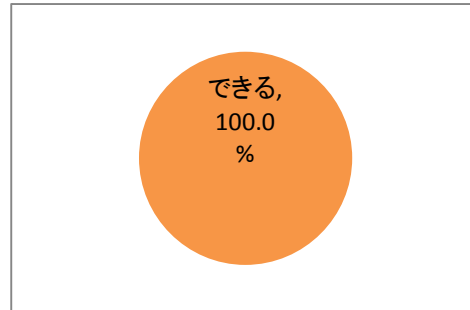
専門委員推薦に際しての調査アンケート

平成23年11月4日
一般社団法人日本知財学会

(ご意向に関する質問)

◆専門委員の再度の推薦をさせていただいた場合、今後も専門委員への任用を受けていただくことはできますでしょうか？

継続の可否	人数	割合
できる	26	100.0%
できない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	26	100.0%

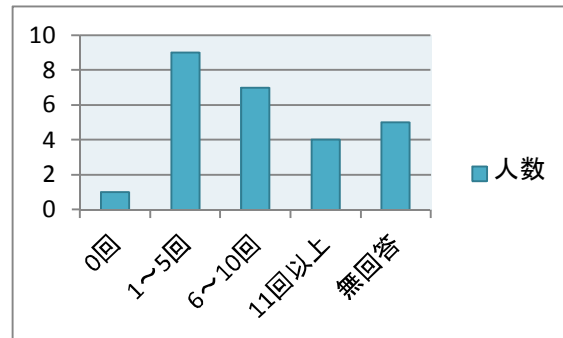


1. 専門委員に関する御経験を伺います

1.1 今まで裁判所から専門委員としての訴訟手続きへの関与を求められた回数は何回(案件数)ですか？

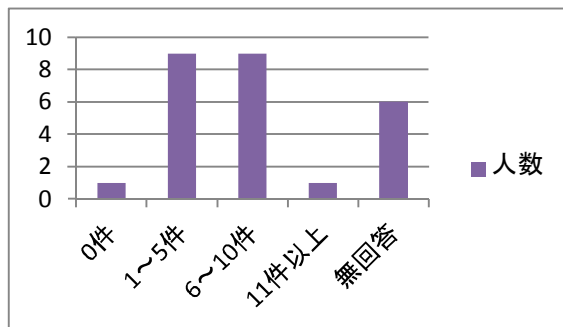
■平均回数 6.4回

求められた回数	人数
0回	1
1~5回	9
6~10回	7
11回以上	4
無回答	5
総計	26



■平均案件数 5.6件

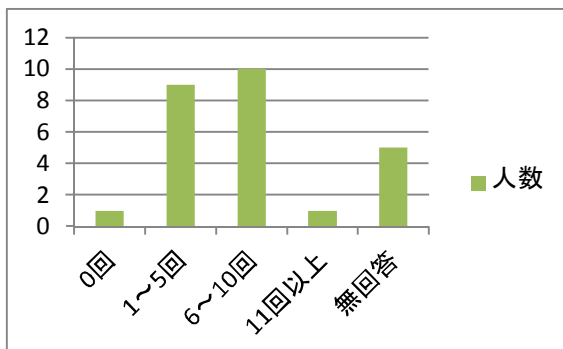
求められた案件数	人数
0件	1
1~5件	9
6~10件	9
11件以上	1
無回答	6
総計	26



1.2 質問1.1のうち実際に裁判手続きに関わった回数は何回ですか？

■平均回数 5.4回

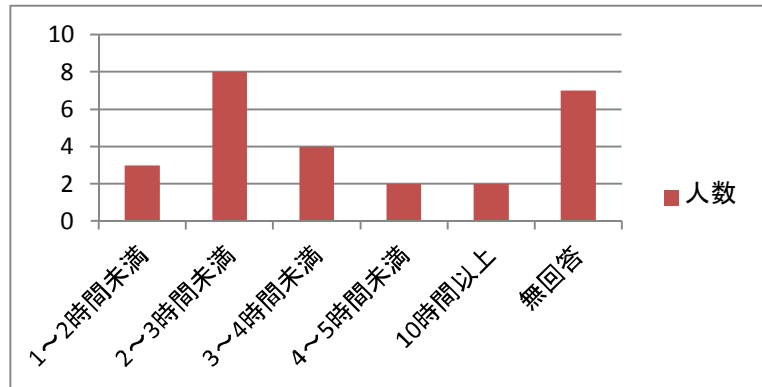
回数	人数
0回	1
1~5回	9
6~10回	10
11回以上	1
無回答	5
総計	26



1.3その訴訟手続きに関する専門委員としての業務に平均1件当たりどのぐらい時間を要していますか？

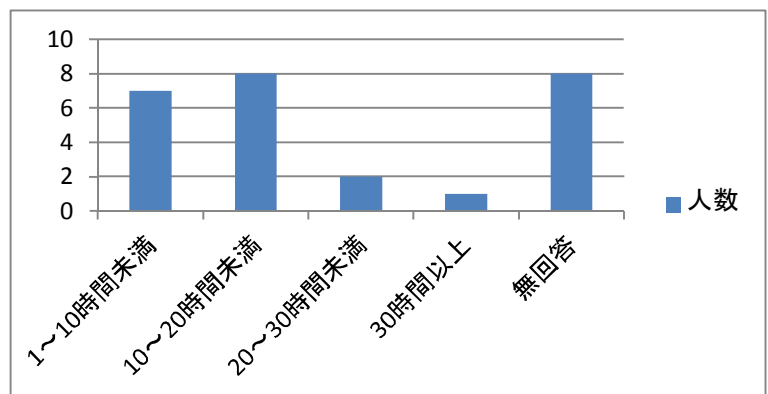
■打合せなどの平均時間 3.2時間（最短 1時間、最長 12時間）

打合せ時間	人数
1～2時間未満	3
2～3時間未満	8
3～4時間未満	4
4～5時間未満	2
10時間以上	2
無回答	7
総計	26



■予備的な調査など平均時間 11時間（最短 1.5時間、最長 30時間）

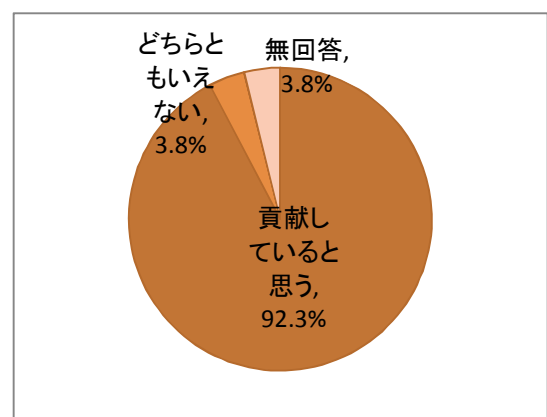
打合せ時間	人数
1～10時間未満	7
10～20時間未満	8
20～30時間未満	2
30時間以上	1
無回答	8
総計	26



2. 専門委員制度についてのご意見を伺います

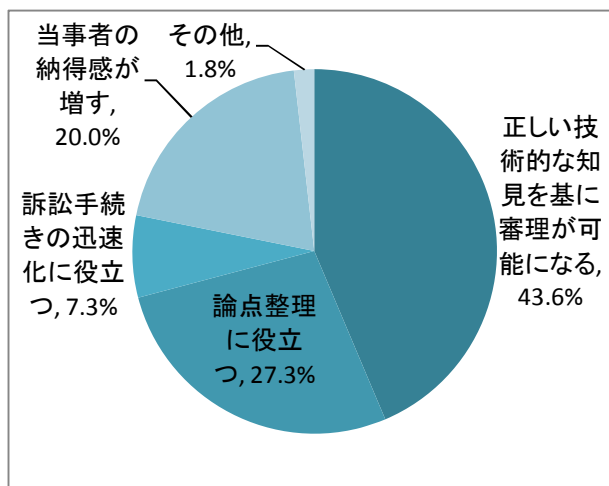
2.1 専門委員制度が上記の主旨に沿って機能しており、訴訟審理に貢献しているとお考えですか？

貢献の有無	人数	割合
貢献していると思う	24	92.3%
どちらともいえない	1	3.8%
あまり貢献していないと思う	0	0.0%
無回答	1	3.8%
総計	26	100.0%



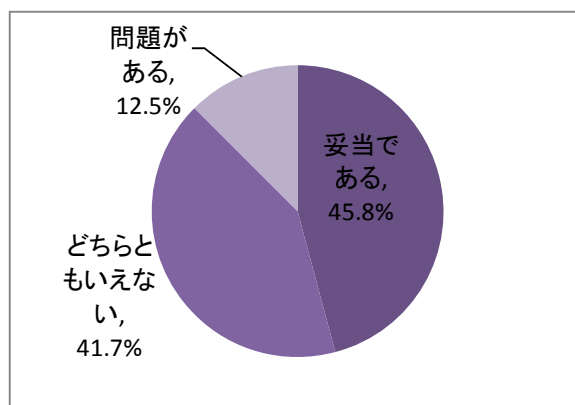
2.2 質問2.1で貢献していると回答された方に伺います。どのような貢献があるとお考えですか？（複数回答可）

貢献内容	人数	割合
正しい技術的な知見を基に審理が可能になる	24	43.6%
論点整理に役立つ	15	27.3%
訴訟手続きの迅速化に役立つ	4	7.3%
当事者の納得感が増す	11	20.0%
その他	1	1.8%
総計	55	100.0%



2.3 専門委員制度の報酬や待遇について、現状の制度についてどうお考えでしょうか？

現状の制度について	人数	割合
妥当である	11	45.8%
どちらともいえない	10	41.7%
問題がある	3	12.5%
総計	24	100.0%



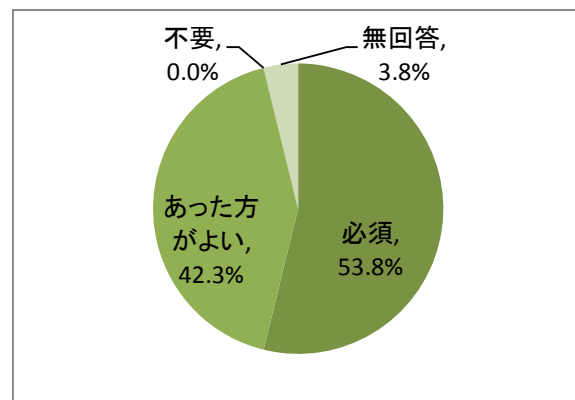
2.4 質問2.3で、「3. 問題がある」とされた方については、どのような問題があるとお考えですか？（自由記述）

・ベテランが育ち難いと思う。
 ・知財高裁主催の2011年専門委員研究会に向けて、知財高裁に送付した問題提議のファイルを添付する。
 ・現時点での報酬は、審理に関わった時間のみが対象となっています。実際に事前に行う予備調査（膨大な資料の下読みや不足分の資料の調査など）の時間は全く考慮されていません。さらに、控訴が取り下げられた場合、事前に膨大な予備調査を行っていても審理が行われませんので、無報酬となります。現時点は、審理の時間に応じて報酬が支払われてはおりますが、全くのボランティアです。

2.5 専門委員にとって技術的知識以外にどのような知識・知見が必要であるとお考えでしょうか？

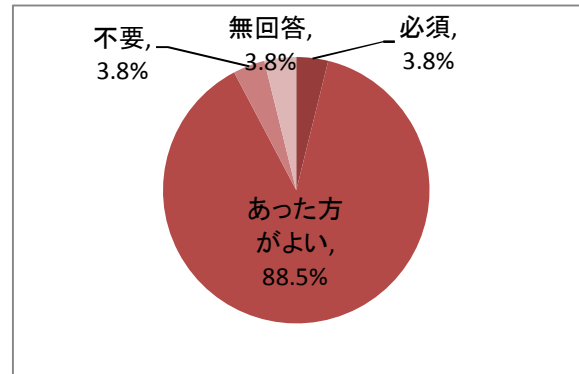
■ 知財制度の知識

知識・知見の必要性	人数	割合
必須	14	53.8%
あった方がよい	11	42.3%
不要	0	0.0%
無回答	1	3.8%
総計	26	100.0%



■ 訴訟手続きに関する知識

知識・知見の必要性	人数	割合
必須	1	3.8%
あった方がよい	23	88.5%
不要	1	3.8%
無回答	1	3.8%
総計	26	100.0%

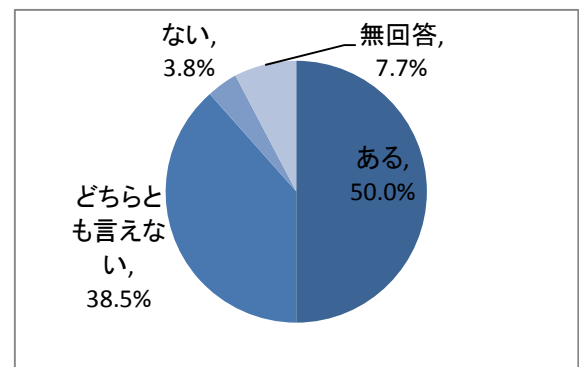


■ その他必要な知識や素養があれば記載してください

・特許明細書の実際
・正義を愛する心
・理解力と忍耐力

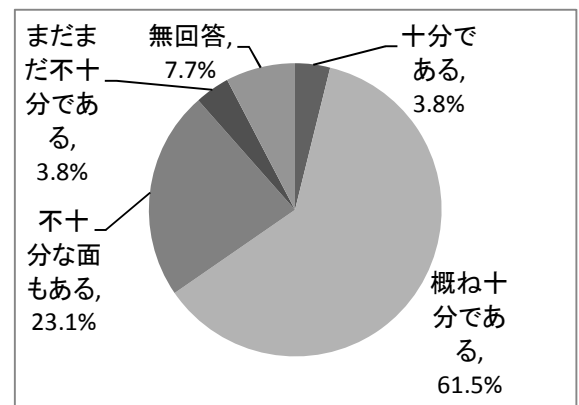
2.6 専門委員の経験が、委員の皆様の日常の研究活動などに役立っていますか？

経験の役立ち度	人数	割合
ある	13	50.0%
どちらとも言えない	10	38.5%
ない	1	3.8%
無回答	2	7.7%
総計	26	100.0%



2.7 現在の知財関連裁判での事実認定において、専門委員が提供する専門的技術的知見が十分に反映されているとお考えでしょうか？

専門的技術的知見の反映度	人数	割合
十分である	1	3.8%
概ね十分である	16	61.5%
不十分な面もある	6	23.1%
まだまだ不十分である	1	3.8%
無回答	2	7.7%
総計	26	100.0%

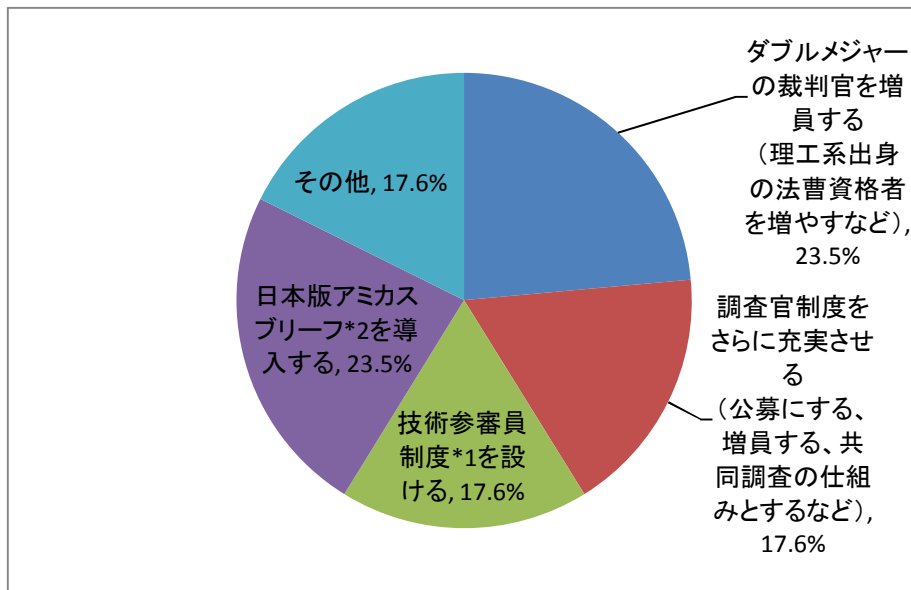


2.8. 質問2.7で、3(不十分な面もある)、または4(まだまだ不十分)と回答された方に伺います。今後の知財関連の裁判において、技術的知見が十分に反映されるようにするためには、どのような施策が望ましいとお考えでしょうか(諸外国の制度については文末の参考を参照してください)。複数回答可

望ましい施策	人数	割合
ダブルメジャーの裁判官を増員する	4	23.5%
調査官制度をさらに充実させる	3	17.6%
技術参審員制度*1を設ける	3	17.6%
日本版アミカスブリーフ*2を導入する	4	23.5%
その他	3	17.6%
総計	17	100.0%

■その他(具体的なご意見)

・裁判官や調査官に対し、技術的知見に関する講義や講演の機会を提供する



- * 1 司法判断の素材としての技術的解釈を提供する専門委員制度の発展形態として、技術の専門家が裁判の審理に参加する「知財専門参審制」を設け、技術の専門性が強く要求される裁判で、技術専門家が審理に加わる仕組みを創設する。
- * 2 訴訟当事者以外のものが、法律問題や訴訟審理において留意すべき事項について裁判所に情報提供を行う制度。

2.9 その他専門委員について自由にご意見を頂ければと存じます(自由記述)。

・裁判所の側から専門委員に求めるものやことなどをもっと明確にすると良いと思う。お互いに求めるものを明らかにすることでより良い状況ができていくのではないかとと思う。
・研究会等で専門委員制度の現状を知り、問題点の解決方法などについて議論でき、有意義であると思います。
・今後も専門委員制度の発展に向けて、知財学会からのご推薦を頂いていることを忘れず、貢献していきたいと考えております。学会からもご支援宜しくお願い申し上げます。
・実際にいくつかの案件にかかわった経験から、専門委員からの技術的知見が審理に役立ったケースもあったので、専門委員制度が貢献しているか・いないかという問いに対しては、「ある程度は貢献している」ものと思います。 しかし、専門委員の同席が単なるエキスキューズと化しているケースもあるように思われるので、もっと良い制度を模索する余地は大いにあると思います。 私個人にとっては、よい経験になっていると思いますが、担当した案件については守秘義務があり論文等で公表することは困難であるため、研究活動に役立っているかどうかについては「どちらともいえない」と答えました。
・専門委員制度は堅持しつつも、知財裁判に専門的に関われる裁判官、事務官の数を増やしていくべきです。特に、我が国のような資源小国にとっては、知財こそ無限の資源なので、裁判の迅速化も含めて、制度の充実が必要です。
・※ 質問2.7に関係する事項 「事実認定」を含めて、専門委員が関わった後の審理過程やその結果についての情報がフィードバックされていない。 可能な範囲で情報がいただけると、専門委員としての活動の向上に結び付くと考えます。

・専門委員が、当事者に様々な観点から質問して、そのやり取りを判事が聞いていることで、適当な判断することに役立っていると思います。

ただ、一緒になる専門委員が、「被告・原告に対して、どちらが言っていることが本当なの？」といった質問をして、「それを判断するのが裁判所でしょ」と回答されたりなど、知的財産紛争の基本的な知識がないとうまくないところがあるかと思えます。

・専門委員の技術的知見が知財関連裁判での事実認定にどのように反映されたか、何らかのフィードバックがあると良い。事例のモデルが解説されてあると、意見を述べる際に、参考になるかもしれない。

・現在は、裁判官の心証が形成されてから関与することが多いように思われるが、本来は心証形成前に関与する方が良いように思う。

・研修が2年に1回開催されており、大変有益なものであると認識しているが、回数を1年に1回に増やして少し初歩的な内容も含めてはどうかと思う。

・委員の専門性により、裁判への参加要請が異なるのは当然でもあるが、裁判自体が特許係争に偏っていたり、商標や意匠をも含む形に関する知的財産係争が、必ずしも高いレベルで行われておらず、当事者の一方に知財制度や権利関係に誤解があるとも思えるようなケースが見られる。特許は重要な知財権ではあるが、知的財産権全体に対する社会的理解が更に求められると思われる。

裁判になる前の、ある種の啓蒙や制度周知にも、裁判所外の専門家の力を活用したほうが良いのではないか？知的財産裁判をきちんと行うことも重要ではあるが、深刻な係争や裁判に至る前の社会的教育や指導も、系統的・組織的に行われて良いと思う。